

朝霞市立中学校における部活動方針の一部を改正しました

令和6年1月 朝霞市教育委員会



朝霞市では、「朝霞市部活動の在り方検討会議」を設置し、生徒が生涯にわたってスポーツや文化に親しみ、豊かな生活を実現する基盤となる部活動の在り方について定期的に論議し、「朝霞市立中学校における部活動の方針」を策定しています。

部活動って何？



- ・部活動は、生徒の自主的、自発的な参加によって行われます。
- ・部活動は、生涯にわたり、スポーツや文化を親しむための基礎・基本を身につけます。
- ・部活動は、同じ目的をもった人たちが互いに技能や知識を高め合い、社会性を身につけます。



【休養日】

★**週2日以上**の休養日（長期休業日を含む）を設けます。

※平日は、少なくとも1日以上、週休日（土日）も少なくとも1日以上を休養日とします。

休養日が確保できなかった場合には、他の日に休養日を振り替えます。

★**学校閉庁日（お盆、正月）は、休養日**となります。

★**長期休業日（夏・冬）は、連続した1週間程度の休養日**を設けます。

■活動の例外について

- ・校長の承認により**年2回の大会（学総・新人戦）あるいはコンクール**において、**その開催日の前2週間に限り**（定期テスト前の部活動停止期間は除く）規定によらず活動することができます。ただし、**1週間の活動時間の上限を16時間程度**とします。
- ・上位大会に出場した部活動は、校長の承認により規定によらず活動することができます。

【活動時間】

★平日は、**2時間程度**の活動とします。（朝練習は含まない）

★休日（祝日・長期休業日を含む）は、**3時間程度**の活動とします。

【部活動への加入】

★**希望加入制**とします。

※スポーツや文化、科学等に親しみ、生涯スポーツ・学習の基礎となることから、積極的に部活動に参加しましょう。

【朝練習】

★**原則行わない。**

■朝練習の例外について

- ・校長の承認により**年2回の大会（学総・新人戦）あるいはコンクール**において**その開催日の前2週間に限り**（定期テスト前の部活動停止期間は除く）規定によらず活動することができます。ただし、平日に行う場合は、**1週間に1日以上**の休養日設けます。

【自転車使用时】

★ヘルメット着用を努力義務とする。

【合宿】

★**原則行わない。**（保護者等主催のものも同様）

★外部団体主催のものは、校長が確実に状況を把握する。（保護者は事前に報告をする）

令和6年10月1日より運用開始！

